

## 函館市消防本部インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市消防本部（以下「消防本部」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生または生徒（以下「学生等」という。）に実践的な就業体験の機会を提供し、職業意識の向上や消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学等に在籍する学生等で、函館市在住、函館市出身または函館市消防士採用試験を受験希望する者とする。

(実習生の受入手続および決定)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）および該当する学生等のインターンシップ実習生調書（様式第2号）を函館市消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

2 消防長は、受入の可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第3号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間および実習時間)

第5条 実習期間は、原則として3日以内で、大学等と協議のうえ定める期間とする。

2 受け入れる学生等（以下「実習生」という。）が実習を行う時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、消防長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 消防本部は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(誓約書等)

第7条 実習生は、誓約書(様式第4号)を事前に消防長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(協定の締結)

第8条 消防長および大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い協定(様式第5号)を締結するものとする。

(服務等)

第9条 実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、消防本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習を担当する所属の所属長および実習生の指導監督等を担当する職員(以下「指導担当者」という。)の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第10条 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものは除く。)を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(指導担当者の指名)

第11条 実習を担当する所属の所属長は、指導担当者を指名するものとする。

(実習の中止)

第12条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第9条または第10条の規定による服務、義務に従わないとき。
- (2) 実習を継続することにより、消防本部の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第13条 大学等の代表者および実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により消防本部に損害を与えたときは、大学等の代表者および実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、消防本部は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、消防本部が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者および実習生は、当該賠償により消防本部が被った損害の補填をしなければならない。

(庶務)

第14条 インターンシップに関する庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度大学等の代表者と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

函館市消防本部インターンシップ受入申込書

年 月 日

函 館 市 消 防 長 様

大学等名称

代表者  
職名・氏名

函館市消防本部インターンシップ実施要綱第4条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり申し込みます。

記

1 学生等人数 人

2 申込理由

3 学生等の氏名等

ふりがな 氏 名	学部・学科等	学年	実習希望期間

4 その他（特記事項）

5 大学等の担当者連絡先

所属・職・氏名： \_\_\_\_\_

所在地：（〒 - ） \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_ F A X : \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

(様式第2号)

函館市消防本部インターンシップ実習生調書

年 月 日

ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女	写 真  (縦 40～45mm× 横 30～35mm)
現 住 所	〒 -			
電 話		携 帯 電 話		
E-mail				
学 校 名 等	学 校 名			
	学 部 名	学 科 ・ コー ス	専 攻	学 年
実 習 中 の 居 所	※現住所と異なる場合に記入する。 〒 -			
大 学 等 で の 研 究 等 内 容				
実 習 希 望 動 機				
自 己 PR 等 (資 格 等 含 む)				
実 習 希 望 期 間	月 日 ( ) から 月 日 ( ) の間			
函 館 市 と の 関 わ り	<input type="checkbox"/> 函 館 市 在 住 <input type="checkbox"/> 函 館 市 出 身 <input type="checkbox"/> 函 館 市 消 防 士 採 用 試 験 を 受 験 希 望			



(様式第4号)

## 誓約書

私は、「函館市消防本部インターンシップ実施要綱」に基づき、以下の事項を守ることを誓います。

- 1 私は、実習期間中は函館市消防本部職員の指示に従い、実習目的の達成に努めます。
- 2 私は、函館市消防本部の職務の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為はしません。
- 3 私は、実習により知り得た情報を実習中および実習終了後において一切外部に漏らしません。
- 4 私は、上記の事柄に反する行為をした場合は、函館市消防本部および被害を受けた第三者に対し、自らの責任において対応します。
- 5 私は、実習中の事故に備えて傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。

年 月 日

住 所  
実習生 氏 名  
大学等名称

函館市消防長 様



(様式第5号)

## 函館市消防本部インターンシップ実施に関する協定書

函館市消防本部インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、函館市消防本部（以下「甲」という。）と〔大学等名称〕（以下「乙」という。）は、インターンシップ実施について、以下のとおり協定する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上や消防業務に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

（実習生氏名、実習職場、実習期間および実習時間）

第2条 実習生の氏名、実習期間および実習時間は、別表のとおりとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

（実習生の服務等）

第4条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、甲の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

4 実習生は、第1項から前項までの規定を遵守するため、甲に対して要綱第7条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。また、乙は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

5 甲は、実習生が第1項から第3項までの規定に反する行為を行ったときや、実習を継続することにより、甲の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるときなどは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙に対してその旨を通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第5条 甲は、インターンシップ実施に際し知り得た実習生の個人情報について、インターンシップに関すること以外に使用しないものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第6条 乙および実習生は、実習期間中の事故に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により甲に損害を与えたときは、乙および実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙および実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

(実習結果報告等)

第7条 甲は、乙から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを行うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義を生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持する。

年 月 日

甲 函館市消防長 氏 名 印

乙 [大学等名称 代表者職名・氏名] 印

(別表)

実習生氏名	実 習 期 間 等